

議案第 93 号

財産の取得の追認について

次の財産の取得について、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため、議会の追認の議決を求めます。

令和6年9月17日提出

佐野市長 金子 裕

1 取得財産

財産の種類	財産の名称	数量	契約方法	契約日
物 品	小学校教師用教科書及び指導書	教科書 1,699冊	随意契約	令和6年 4月1日
		指導書 1,559冊		
		合 計 3,258冊		

2 取得金額 24,780,931円

3 契約の相手方

佐野市万町96番地

有限会社至誠堂書店

代表取締役 岩 崎 美 代

理 由

小学校教師用教科書及び指導書の取得について追認を求めたいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若
しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平
方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の
買入れ若しくは売払いとする。